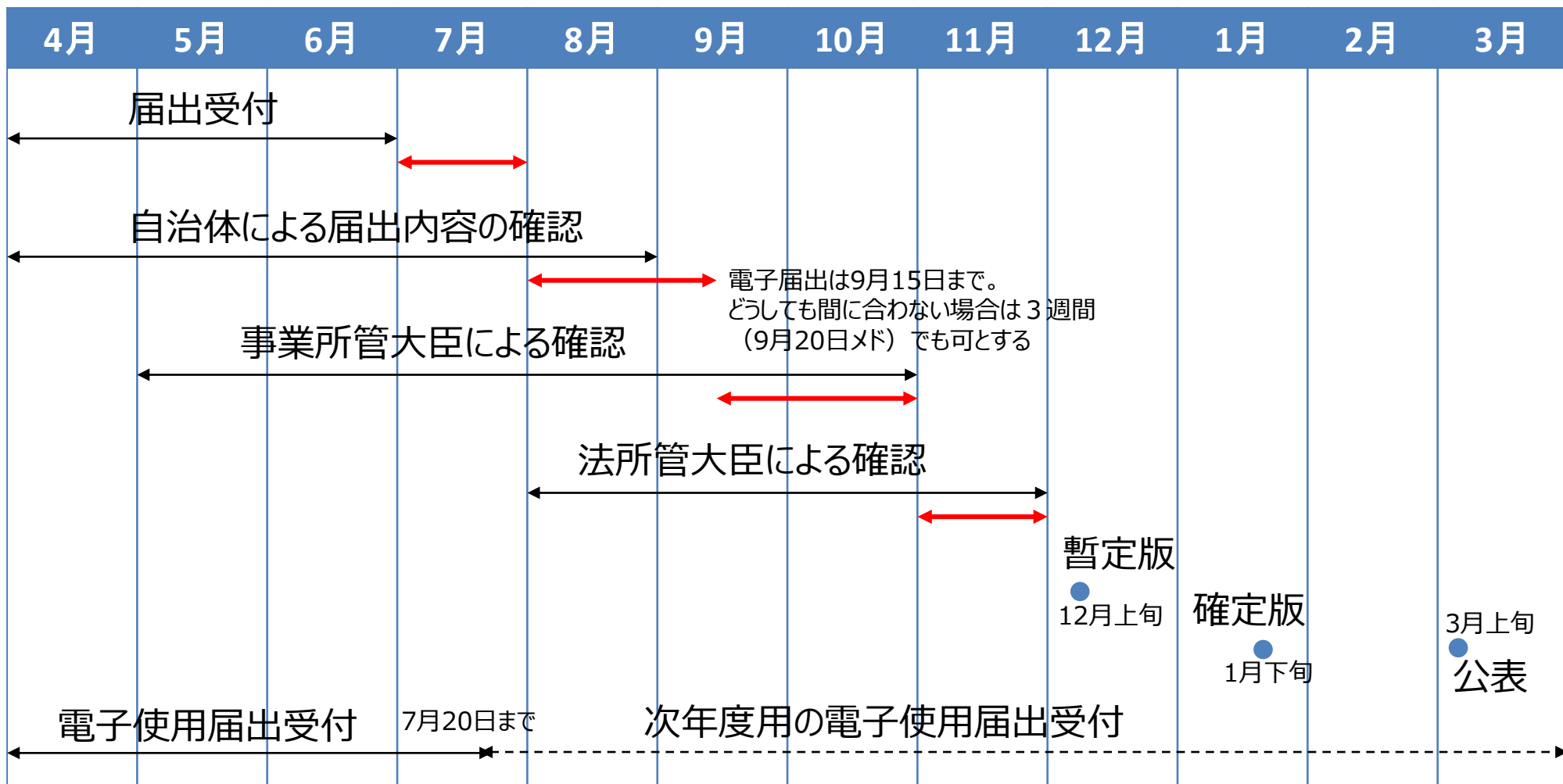


令和4年度のPRTR届出に係るスケジュールについて

赤矢印が電子届出の期限延長に関するスケジュール

※但し、自治体における処理期間の延長分は電子届出のみの対応とする。



令和4年度のPRTR届出について

● 化管法施行令及び施行規則の改正による令和4年度のPRTR届出に係る変更点

- 電子届出のみ、8月1日（月）まで受付
- PRTR電子届出のシステムについて、改修によりクライアント証明書が不要

● 注意いただきたい点

- 特別要件施設からの水銀及びその化合物の排出量は、令和4年度に把握を開始し、令和5年度から届出が必要

※水銀及びその化合物の大気への排出量の具体的な算出方法は、水銀大気排出インベントリーにおける算出方法と同様とする予定。PRTR排出量等算出マニュアル（経済産業省・環境省）には令和4年度中に掲載予定。

- 新しい様式による排出量・移動量の報告や、電子届出の利用申請は令和5年度の届出からのため、令和4年度は新様式による提出は不可
- 令和4年度は従来通りの対象物質の届出が必要

※改正政令後の対象物質は、令和5年度に把握を開始し、令和6年度からの届出となる。

- 電子届出の受付期間延長に伴い、過年度新規の考え方が変則的

※詳細は後日改めてPRTR事務処理マニュアルを改訂してお知らせする予定。